

第2部 国勢調査の概要

Part2 Outline of Population Census of Japan

第1章 平成22年国勢調査の概要

調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行っており、平成22年国勢調査はその19回目に当たる。

なお、昭和19年、20年、21年及び23年には、国勢調査ではないが、全国的な規模の人口調査が実施されている。

これらを列挙すると、次のとおりである。

	調査の名称	調査の時期
第1回	大正9年国勢調査	大正9年10月1日
2	大正14年国勢調査	大正14年10月1日
3	昭和5年国勢調査	昭和5年10月1日
4	昭和10年国勢調査	昭和10年10月1日
5	昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
	(昭和19年人口調査	昭和19年2月22日)
	(昭和20年人口調査	昭和20年11月1日)
	(昭和21年人口調査	昭和21年4月26日)
6	昭和22年臨時国勢調査	昭和22年10月1日
	(昭和23年常住人口調査	昭和23年8月1日)
7	昭和25年国勢調査	昭和25年10月1日
8	昭和30年国勢調査	昭和30年10月1日
9	昭和35年国勢調査	昭和35年10月1日
10	昭和40年国勢調査	昭和40年10月1日
11	昭和45年国勢調査	昭和45年10月1日
12	昭和50年国勢調査	昭和50年10月1日
13	昭和55年国勢調査	昭和55年10月1日
14	昭和60年国勢調査	昭和60年10月1日
15	平成2年国勢調査	平成2年10月1日
16	平成7年国勢調査	平成7年10月1日
17	平成12年国勢調査	平成12年10月1日
18	平成17年国勢調査	平成17年10月1日
19	平成22年国勢調査	平成22年10月1日

明治35年12月1日、「国勢調査ニ関スル法律」(明治35年法律第49号)が制定され、同法に基づく第1回国勢調査を大正9年に実施した。この法律では国勢調査は10年周期で行うこととされていたが、大正11年の法改正によって、10年周期からその中間年に簡易

な調査を行うこととする5年周期に改められた。

戦前の各回国勢調査は大正9年、昭和5年及び15年に大規模調査を、その中間の大正14年、昭和10年に簡易調査を実施した。なお、昭和20年は簡易調査の実施年に当たっていたが、戦争の影響で実施しなかった。

昭和22年3月26日、「統計法」（昭和22年法律第18号）が制定され、特に国勢調査については、「国勢調査ニ関スル法律」の規定を引き継いで、その実施を定めている。また、統計法は新たに「指定統計」の制度を設けたが、国勢調査は昭和22年5月2日内閣告示第21号によって「指定統計第1号」に指定された。この「統計法」に基づいて昭和22年臨時国勢調査を実施した。「統計法」では調査周期を5年と定めていたが昭和25年国勢調査の後、昭和29年にその周期を10年に改めるとともに、その中間年に簡易な方法による調査を行うこととなり、これによって昭和30年国勢調査を簡易調査として実施した。

以後、昭和35年、45年、55年、平成2年及び12年に大規模調査を、その中間の昭和40年、50年、60年、平成7年、17年に簡易調査を実施した。

また、「統計法」が平成19年5月23日に全部改正され、国勢調査はこの「統計法」（平成19年法律第53号）により「基幹統計調査」とされた。今回の平成22年調査は、この「統計法」に基づき大規模調査として実施した。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査の調査事項としては人口の基本的属性のみに限っていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実を図り、大規模調査の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項を加え、簡易調査の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項を加えている。

(注)「国勢調査ニ関スル法律」は、国勢調査を必ずしも人口に関する調査とは規定しておらず、昭和14年には、全国民の消費実態を明らかにすることを目的とした臨時国勢調査を実施した。

なお、昭和19年、20年及び21年の人口調査は、「国勢調査ニ関スル法律」によらず、「資源調査法」（昭和4年法律第53号）に基づいて行い、昭和23年の常住人口調査は連合国軍総司令部の指令により、「統計法」に基づいて行った。

沖縄県における国勢調査

沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、昭和50年の国勢調査から調査地域となったが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって5回の国勢調査が実施された。

調査の名称	調査の時期
1950年国勢調査	昭和25年12月1日
1955年臨時国勢調査	昭和30年12月1日
1960年国勢調査	昭和35年12月1日
1965年臨時国勢調査	昭和40年10月1日
昭和45年国勢調査	昭和45年10月1日

これらの国勢調査は、昭和25年の調査が「1950年10月18日琉球列島軍政本部軍政布令第25号」に基づき、昭和30年、35年及び40年の調査が琉球政府の「統計法」（1954年9月14日立法第43号）第5条の規定に基づいて行われた。なお、昭和45年の調査は「日米琉諮問委員会の勧告第32号」（1969年3月11日）に基づいて、戦後初めて本土における国勢調査と一体的に行われたもので、本土と同一の調査の時期、調査の対象、調査事項、調査の方法で実施された。

調査の時期

国勢調査は、第1回の大正9年国勢調査以来一貫して10月1日現在で実施しており、平成22年国勢調査は、平成22年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行った。

調査の法的根拠

平成22年国勢調査は、「統計法」（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行った。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）

国勢調査には「統計法」に定める報告義務、秘密の保護、結果の公表、地方公共団体が行う事務等基幹統計調査に関する規定が適用される。

「国勢調査令」において、国勢調査の調査の時期、調査の対象、調査事項、調査の機関、調査の方法その他の国勢調査についての基本的な事項を定めている。なお、昭和50年までの国勢調査では、各回ごとに政令を制定してきたが、昭和55年国勢調査からは恒久的な政令に改めた。

また、「国勢調査施行規則」において、調査票の様式、調査票の配布・収集を行う期間を定めている。

調査の地域

平成22年国勢調査は、我が国の地域のうち、「国勢調査施行規則」第1条に規定する次の島を除く地域において行った。

- (1) 歯舞群島，色丹島，国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

なお、各回国勢調査の調査地域は相違しており、その主なものは、次のとおりである。

- (1) 戦前の国勢調査では、朝鮮，台湾等の地域も調査地域としている。
- (2) 戦後の国勢調査では、昭和26年及び28年にそれぞれ復帰した吐噶喇列島及び奄美群島を昭和30年国勢調査から、昭和43年に復帰した小笠原諸島を昭和45年国勢調査から、昭和47年に復帰した沖縄県を昭和50年国勢調査から、それぞれ調査地域に含めている。

各回調査の調査地域、人口等については、第2部の「付表 各回調査における調査地域の人口及び我が国の面積（大正9年～平成22年）」に示したとおりである。

調査の対象

平成22年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，第124条に規定する専修学校又は第134条第1項に規定する各種学校に在学している者で，通学のために寄宿舍，下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているものは，その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し，又は入所している者はその病院又は療養所，それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有するものはその住所，陸上に生活の本拠のないものはその船舶
なお，後者の場合は，日本の船舶のみを調査の対象とし，調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか，調査時前に本邦の港を出港し，途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は，その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については，その基地隊本部）の所在する場所

- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査の対象から除外した。

- (1)外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2)外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

(注) 我が国政府の要請に応じ、関係国の在日機関から明らかにされた資料によると、平成22年10月1日現在、上述の(2)に該当する人口は102,608人。また、海外にいる日本人のうち、旅行又は一時滞在で自宅を不在にする期間が3か月未満の者は自宅に常住している者として自宅で調査されているが、その期間が3か月以上の者は国勢調査の対象となっていない。海外在留邦人数調査統計（外務省領事局）によると、平成22年10月1日現在の海外在留邦人の数は3か月以上の長期滞在者が758,888人で、うち在外日本公館員（家族を含む。）は24,284人、また、永住者（日本国籍保有者）は384,569人で計1,143,357人である。

調査事項

平成22年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

(世帯員に関する事項)

- 1 氏名
- 2 男女の別
- 3 出生の年月
- 4 世帯主との続柄
- 5 配偶の関係
- 6 国籍
- 7 現在の住居における居住期間
- 8 5年前の住居の所在地
- 9 在学、卒業等教育の状況
- 10 就業状態
- 11 所属の事業所の名称及び事業の種類
- 12 仕事の種類
- 13 従業上の地位
- 14 従業地又は通学地
- 15 従業地又は通学地までの利用交通手段

(世帯に関する事項)

- 1 世帯の種類

- 2 世帯員の数
- 3 住居の種類
- 4 住宅の床面積
- 5 住宅の建て方

調査の事項を前回の平成17年国勢調査の調査事項から「就業時間」を削除したが、今回の調査は大規模調査のため「現在の住居における居住期間」、「5年前の住居の所在地」、「在学、卒業等教育の状況」及び「従業地又は通学地までの利用交通手段」の四つの事項を加えた。

調査の組織

平成22年国勢調査は、総務省統計局—都道府県—市町村—国勢調査指導員—国勢調査員の流れにより行った。

総務省統計局においては、調査の企画、調査書類・用品の作成、調査業務に関する説明等を行った。

都道府県においては、調査実施に関する市町村との連絡、予備用の調査書類・用品の市町村への追加送付、市町村から提出された調査書類の審査等の事務を行った。

市町村においては、調査区の設定、国勢調査指導員及び国勢調査員の選考・配置、国勢調査指導員及び国勢調査員に対する実査指導、調査書類の審査等、調査の実施に直接関連する事務を行った。

実地の調査は、総務大臣により任命された約70万人の国勢調査員が行い、また、総務大臣により任命された約9万人の国勢調査指導員が、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などの事務を行った。

このようにして調査した結果は、独立行政法人統計センターで集計され、総務省統計局が公表した。

調査の方法

1 調査区の設定

調査の実施に先立ち、平成21年10月1日現在で、全国をくまなく区分し、平成22年国勢調査に用いる調査区を設定して、調査区地図、調査区一覧表等の調査区関係書類を作成した。

調査区は、市町村の区域ごとに、先に「特別調査区」及び「水面調査区」を設定し、残りの区域について「一般調査区」として設定した。

「一般調査区」は、1調査区がおおむね50世帯となるように、道路、鉄道、河川など明瞭な地形・地物を境界として設定した。

「特別調査区」は、例えば、常住者がいないか又はいても極めてわずかで、かつ、広大な区域又は社会施設、大きな病院等がある区域について設定した。

「水面調査区」は、「港湾法」（昭和25年法律第218号）に規定する重要港湾の港湾

区域について設定した。また、同法に規定する地方港湾の港湾区域並びに「漁港漁場整備法」(昭和25年法律第137号)に規定する漁港の水域並びに河川(運河を含む。)の河口及びその周辺水域では、水上生活者のいる区域について設定した。

調査区の区分は、次のとおりである。

(1) 一般調査区

(2) 特別調査区

山林・原野・耕地等の区域

広大な工場・学校・鉄道用地等のある区域

社会施設、大きな病院のある区域

刑務所・拘置所等のある区域

自衛隊区域

駐留軍区域

50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域

(3) 水面調査区

このようにして設定した調査区は、国勢調査員の担当地域を明確にするなど、国勢調査実施の基礎となるだけでなく、各種の標本調査の調査地域の抽出単位として広く利用されている。

なお、調査区は、小地域統計の充実等を図るため平成2年から導入した「基本単位区」に基づき設定している。

「基本単位区」の区画方法は、「住居表示に関する法律」(昭和37年法律第119号)に基づき街区方式による住居表示を実施している地域については原則として一つの街区を一つの基本単位区とし、街区方式による住居方式を実施していない地域については原則として街区に準じた区画(地理的に明瞭で恒久的な道路、鉄道、河川等による区画)を基本単位区とした。

2 調査の実施

平成22年国勢調査は、国勢調査員が、平成22年9月23日から10月24日までの間、「調査票」、「調査票の記入のしかた」及び「郵送提出用封筒」を入れた「調査書類収納封筒」を配布し、世帯が調査票に記入した上で、国勢調査員への提出又は郵送による市町村への提出のいずれかを選択する方法により行った。また、東京都においては、「インターネット回答の利用案内」も配布し、インターネットによる回答も選択できる方法とした。なお、国勢調査員は、調査票の配布に先立ち、9月20日から22日までの間、担当調査区内の全ての世帯に「国勢調査のお知らせ」を配布し、世帯に対する調査実施の周知を行った。

また、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

3 調査書類

平成22年国勢調査で使用した調査票は、OCR（光学式文字読取装置）で読み取りが可能なマーク・数字記入方式、4名連記式の世帯票である。また、この調査票を補完するもの（補助用の調査票）として、高齢者や弱視者のための「拡大文字調査票」や、外国人世帯のために「調査票対訳集」などを用意した。

調査票は、世帯が直接記入する欄のほか、調査員が調査の手引に基づき「世帯の種類」を記入する欄を設けた。

「調査世帯一覧」は平成23年2月に公表した「人口速報集計」の基礎となるもので、国勢調査員が担当調査区内の世帯主又は代表者の名字、所在地、調査票枚数等を記入し、単位区ごとに作成したものである。

市町村は、「調査世帯一覧」の記入に基づき、「市区町村要計表」を作成した。都道府県は、市町村から提出された「市区町村要計表」に基づき、「都道府県要計表」を作成した。

「調査区要図」は、調査漏れや重複調査を防止するため国勢調査員が担当調査区と単位区の境界、住居の位置などを記入したものである。

集計の方法

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で結果表として集計した。

集計結果の公表と報告書

集計は、独立行政法人統計センターが下記の集計区分により行い、結果の公表は、総務省統計局がインターネットを利用する方法等により行った。また、主な結果を収録した報告書を公表の約2～4か月後に刊行した。

以下に、公表等の日程を示す。

1 人口速報集計

人口速報集計は、全国、都道府県、市区町村別の人口及び世帯数を「都道府県要計表」及び「市区町村要計表」から、速報値として集計したもので、平成22年国勢調査の結果として最初に公表した。

この集計結果は、平成23年2月25日に公表し、同日付けの官報に公示（平成23年総務省告示第56号）した。

2 抽出速報集計

抽出速報集計は、平成22年国勢調査の全国、都道府県及び市区町村別の結果の早期利用を図るため、一定の方法により全世帯の約100分の1を抽出し、主要な調査事項について集計したものである。

この集計結果は、平成23年6月29日に公表した。

3 人口等基本集計（旧 第1次基本集計）

人口等基本集計は、人口の男女・年齢・配偶関係別構成、世帯、住居に関する基本的な事項及び外国人、高齢者世帯等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計したものである。

この集計結果については、東日本大震災による被災地域の状況を把握し、復興計画の立案等に資するため、岩手県、宮城県及び福島県の市区町村別の結果を、全国及び他の44都道府県の結果に先駆けて平成23年7月27日に公表した。その後、他の44都道府県の市区町村別の結果を平成23年10月26日に公表し、また、全国の結果を、上述の3県を除く44都道府県と同時（平成23年10月26日）に公表した。なお、人口及び世帯の確定数については、上述の3県を平成23年7月28日に、他の44都道府県及び全国を平成23年10月27日に、それぞれ官報に公示（総務省告示第354号、第458号）した。

4 産業等基本集計（旧 第2次基本集計）

産業等基本集計は、人口の労働力状態、就業者の産業（大分類）別構成及び夫婦と子供のいる世帯等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計したものである。

この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成24年4月24日までに順次公表した。また、全国の結果については、平成24年4月24日に公表した。

5 職業等基本集計（旧 第3次基本集計）

職業等基本集計は、就業者の職業（大分類）別構成及び親子の同居等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計したものである。この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成24年11月16日までに順次公表した。また、全国の結果については、平成24年11月16日に公表した。

6 抽出詳細集計

抽出詳細集計は、一定の方法により一部の世帯の調査票を抽出し、就業者の産業・職業（小分類）等に関する詳細な結果を、全国、都道府県、市区町村別に集計したものである。この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成

25年10月29日までに順次公表した。また、全国の結果については、平成25年10月29日に公表した。

7 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は、従業地・通学地による人口（昼間人口）の構成や常住地の市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などの結果を集計したものである。

なお、従業地・通学地集計は、人口等基本集計・産業等基本集計、職業等基本集計及び抽出詳細集計の各々に対応して、次の3段階に分けて集計した。

(1) 従業地・通学地による人口・産業等集計

従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業（大分類）別構成に関する結果を集計したものであり、この集計結果は、平成24年6月26日に公表した。

(2) 従業地・通学地による職業等集計

従業地による就業者の職業（大分類）別構成に関する結果を集計したものである。

この集計結果は、平成25年2月19日に公表した。

(3) 従業地・通学地による抽出詳細集計

従業地による就業者の産業・職業（中分類）別構成に関する詳細な結果を集計したものである。この集計結果は、平成25年10月29日に公表した。

8 人口移動集計

人口移動集計は、人口の転出入状況に関する結果を集計したものである。

なお、人口移動集計は人口等基本集計、産業等基本集計及び職業等基本集計の各々に対応して、次の3段階に分けて集計した。

(1) 移動人口の男女・年齢等集計

人口の転出入状況に関する結果を集計したものであり、この集計結果は平成24年1月31日に公表した。

(2) 移動人口の産業等集計

移動人口の労働力状態、就業者の産業（大分類）別構成及び教育に関する結果を集計したものであり、この集計結果は平成24年7月31日に公表した。

(3) 移動人口の職業等集計

移動人口の就業者の職業（大分類）別構成に関する結果を集計したものであり、この集計結果は平成25年3月26日に公表した。

9 小地域集計

小地域集計は、全市区町村について、市区町村よりも小さい単位である町丁・字等の別に人口や世帯数等を集計したものである。統計表は、人口等基本集計，産業等基本集計，職業等基本集計等に対応していることから，それぞれの集計の完了後に集計を行った。

ア 人口等基本集計に関する結果

人口及び世帯数に関する基本的な事項を基本単位区別に集計したものである。また，人口，世帯，住居，高齢世帯等に関する基本的な事項を町丁・字等別に集計したものである。この結果は，平成23年12月から24年1月にかけて集計が完了した都道府県から順次，結果表をインターネットの利用及び閲覧に供する方法によって公表した。

イ 産業等基本集計に関する結果

人口の労働力状態，就業者の産業（大分類）別構成等に関する基本的な事項を町丁・字等別に集計したものである。この結果は，平成24年3月から5月にかけて集計が完了した都道府県から順次，結果表をインターネットの利用及び閲覧に供する方法によって公表した。

ウ 職業等基本集計に関する集計

就業者の職業（大分類）別構成の状況等に関する基本的な事項を町丁・字等別に集計したものである。この結果は，平成24年10月から12月にかけて集計が完了した都道府県から順次，結果表をインターネットの利用及び閲覧に供する方法によって公表した。

エ 従業地・通学地による人口・産業等集計に関する集計

常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項を常住地の町丁・字等別に集計したものである。この結果は，平成24年10月から12月にかけて集計が完了した都道府県から順次，結果表をインターネットの利用及び閲覧に供する方法によって公表した。

オ 移動人口の男女・年齢等集計に関する集計

5年前の常住地に関する基本的な事項を常住地の町丁・字等別に集計したものである。この結果は，平成24年3月から5月にかけて集計が完了した都道府県から順次，結果表をインターネットの利用及び閲覧に供する方法によって公表した。

10 追加集計

上記のほか、社会経済の変化等に伴い新たに生じると考えられる統計ニーズに可能な限り対応することを目的として、追加で作成する統計表を2回に分けて募集し、集計を行った。また、従来から集計・公表を行っていた外国人に関する統計表も加え、全16表を平成25年1月29日に公表した。

11 その他報告書の刊行

平成22年国勢調査では上記報告書のほか、国勢調査結果の利用・活用を図るため、公表数値を編集・加工した報告書を次のとおり刊行した。

報告書名		刊行年月	
調査結果の利用案内	ユーザーズガイド	平成23年3月	
調査区関係資料	調査区関係資料利用の手引	平成24年8月	
解説シリーズ	No.1 グラフでみる我が国の人口・世帯	平成24年3月	
	No.2 我が国の人口・世帯の概観	平成24年12月	
	POPULATION AND HOUSEHOLDS OF JAPAN (「我が国の人口・世帯の概観」の英語版)	平成25年7月	
	最終報告書 日本の人口・世帯(2分冊)	平成26年6月	
キッズ版	ライフステージでみる日本の人口・世帯	平成24年3月	
地図シリーズ	我が国の人口集中地区	平成24年3月	
	日本人口 地図帳	展示用地図 ・国勢調査でわかる人口密度 ・国勢調査でわかる人口の増減 ・国勢調査でわかる人口の高齢化	平成24年3月
		地図帳 ・市区町村別特性図 ・大都市への通勤・通学人口図	平成24年11月 平成25年3月
	地域メッシュ統計地図 地域メッシュとは、各種データを総合的かつ多角的に利用するために、国土を方形、等積に区分した地域区分であり、日本国土を約1km四方の網の目状に細分した地域単位を基準メッシュという。	平成24年10月	

検討経緯

1 試験調査

平成22年国勢調査では、調査の実施に先立ち、調査実施計画に必要な諸事項を実地に検討するため、試験調査を実施した。

第1次試験調査は、調査方法、調査事務及びこれに関連する事項について実地に検討するため、平成19年7月に福島県福島市及び白河市、東京都大田区及び板橋区、愛知県岡崎市及び刈谷市、京都府京都市及び長岡京市、山口県宇部市及び平生町、愛媛県松山市及び砥部町並びに福岡県久留米市及び前原市の一部の地域において実施した。

第2次試験調査は、第1次試験調査の結果を踏まえた調査方法、調査事務の再検討及び調査項目の設定の検討を行うため、平成20年6月に岩手県北上市、東京都豊島区、神奈川県横浜市、富山県高岡市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、鳥取県米子市、高知県佐川町及び長崎県佐世保市の一部の地域において実施した。

第3次試験調査は、第1次試験調査及び第2次試験調査の結果を踏まえた調査方法、調査事務及び調査票の設計等について実地に検討するため、平成21年6月に都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の政令指定都市（東京都特別区部を含む。）の一部の地域において実施した。

これらの試験調査の結果に基づき、総務省統計局において調査区の設定、調査票の設計、調査の方法、調査結果の集計等を検討し、本調査の実実施計画の策定に資した。

2 事後調査

平成22年国勢調査の調査対象の把握状況及び一部調査事項の調査結果の精度を実地に検証し、今後の国勢調査の企画及び平成22年国勢調査結果の利用のための参考資料を得ることを目的として、平成22年国勢調査事後調査を統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査（平成22年承認）として平成22年11月21日現在で実施した。

この事後調査の調査の地域となる調査区は、平成22年国勢調査調査区のうち、「一般調査区」、「社会施設、病院（おおむね患者200人以上の収容施設を有するもの）のある区域」及び「おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域」から、それぞれ次の割合で無作為に抽出し、総務省統計局長が指定した調査区である。

一般調査区	1/1500
社会施設、病院（おおむね患者200人以上の収容施設を有するもの）のある区域	1/500
おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域	1/500

なお、事後調査は、昭和25年国勢調査から引き続き実施されている。ただし、昭和25年及び30年の事後調査は「抽出再調査」の名称で実施した。

経費

平成22年国勢調査のために計上された予算は、次の表のとおり平成19年度から26年度にわたっており、総額約694億円であった。

なお、表中の平成19年度から21年度までは、国勢調査の準備として調査区の設定、試験調査の実施等に要した経費であり、22年度は、そのほぼ全額が調査実施のための経費として計上されたものである。平成22年度の一部及び23年度以降は、集計、公表及び報告書の刊行に要した経費である。

表 平成22年国勢調査年度別経費

(千円)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 ¹⁾	26年度 ²⁾	総額
国勢調査費	39,723	231,033	1,947,899	65,008,494	1,432,955	420,443	190,626	176,748	69,447,921
中央経費	12,249	207,379	547,953	8,607,861	1,432,955	420,443	190,626	176,748	11,596,214
総務省統計局経費	12,249	207,379	547,953	7,966,345	133,129	104,573	44,000	4,281	9,019,909
統計センター経費	-	-	-	641,516	1,299,826	315,870	146,626	172,467	2,576,305
地方経費（地方公共団体委託費）	27,474	23,654	1,399,946	56,400,633	-	-	-	-	57,851,707

1) 当初予算
2) 政府案

付表 各回調査における調査地域の人口

その1 人口

地 域	大正9年 10月1日	大正14年 10月1日	昭和5年 10月1日	昭和10年 10月1日	昭和15年 10月1日	昭和20年 10月1日	昭和22年 10月1日	昭和25年 10月1日	昭和30年 10月1日
北海道	2,359,183	2,498,679	2,812,335	3,068,282	3,272,718	3,518,389	3,852,821	4,295,567	4,773,087
得撫郡、新知郡及び占守郡	3,115	500	459	2,881	1,933	※	※	※	※
択捉島(紗那村,留別村,葉取村)	4,949	5,184	6,363	6,109	5,121	-	-	-	-
国後島(泊村,留夜別村)	6,530	8,252	7,386	8,547	8,996	-	-	-	-
色丹島(色丹村)	542	857	911	1,177	1,499	-	-	-	-
根室市 ¹⁾	24,770	28,890	29,986	32,012	35,554	26,801	26,047	29,934	35,799
歯舞群島(水晶島,勇留島,秋勇留島,志登島,多楽島)	…	…	…	…	…	-	-	-	-
その他の地域	…	…	…	…	…	26,801	26,047	29,934	35,799
その他の地域	2,319,277	2,454,996	2,767,230	3,017,556	3,219,615	3,491,588	3,826,774	4,265,633	4,737,288
東京都	3,699,428	4,485,144	5,408,678	6,369,919	7,354,971	3,488,284	5,000,777	6,277,500	8,037,084
小笠原村 ²⁾	5,425	5,780	5,742	6,729	7,361	-	-	-	-
その他の地域	3,694,003	4,479,364	5,402,936	6,363,190	7,347,610	3,488,284	5,000,777	6,277,500	8,037,084
島根県	714,712	722,402	739,507	747,119	740,940	860,275	894,267	912,551	929,066
隠岐郡 ³⁾	36,539	34,580	34,134	32,750	31,794	39,663	42,400	44,842	43,814
隠岐の島町 ⁴⁾	3,522	3,330	3,175	3,006	2,853	3,699	3,748	4,091	3,969
竹島	…	…	…	…	…	-	-	-	-
その他の地域	…	…	…	…	…	3,699	3,748	4,091	3,969
その他の地域	33,017	31,250	30,959	29,744	28,941	35,964	38,652	40,751	39,845
その他の地域	678,173	687,822	705,373	714,369	709,146	820,612	851,867	867,709	885,252
鹿児島県	1,415,582	1,472,193	1,556,690	1,591,466	1,589,467	1,538,466	1,746,305	1,804,118	2,044,112
奄美群島 ⁵⁾									
(名瀬市及び大島郡) ¹³⁾	210,511	203,912	204,062	200,973	181,495	-	-	11)	205,363
鹿児島郡 ⁶⁾	16,258	16,602	17,915	17,788	17,242	18,220	18,919	19,206	21,252
三島村(硫黄島,竹島,黒島) ⁷⁾	3,338	3,340	3,723	3,667	3,564	-	1,304	1,484	1,352
十島村及び横当島(吐噶喇列島) ⁸⁾	…	…	…	…	…	-	-	-	2,658
その他の地域 ⁹⁾	12,920	13,262	14,192	14,121	13,678	18,220	17,615	17,722	17,242
その他の地域	1,188,813	1,251,679	1,334,713	1,372,705	1,390,730	1,520,246	1,727,386	1,784,912	1,817,497
沖縄県¹⁰⁾	571,572	557,622	577,509	592,494	574,579	-	-	(914,937)	(801,065)
その他の42府県	47,202,576	50,000,782	53,355,286	56,884,868	59,581,633	62,592,690	66,607,303	69,909,901	73,492,180
全 国	55,963,053	59,736,822	64,450,005	69,254,148	73,114,308	71,998,104	78,101,473	84,114,574	90,076,594

・表中の「-」は、国勢調査又は昭和20年人口調査が実施されなかった地域、「…」は不詳、「※」は我が国の面積に含めていない地域を示す。

・昭和15年以前の人口には、旧版図(樺太, 朝鮮, 台湾), 関東州及び南洋群島を含まない。

1) 昭和32年8月1日, 根室支庁根室町及び和田村の区域が根室市となり, 更に昭和34年4月1日, 根室支庁歯舞村を編入。

2) 孺婦岩の南の南方諸島(小笠原諸島, 西乃島及び火山列島を含む。)並びに沖の島及び南島。

昭和21年1月29日付けの「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する総司令部覚書」により日本政府の行政権が分離された後, 昭和27年4月28日以後は「サンフランシスコ対日平和条約」の発効に伴いアメリカ合衆国の施政権下にあったが, 昭和43年6月26日「南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の発効に伴い日本政府に返還され, 昭和43年7月30日現在により東京都が人口調査を実施した(人口378人)。

3) 昭和44年4月1日, 隠岐島を隠岐郡に名称変更。

4) 平成16年10月1日, 西郷町, 布施村, 五箇村, 都万村が合併し, 隠岐の島町を新設。平成12年以前は旧五箇村のみの数値であり, 平成17年()内は旧五箇村の数値である。

5) 鹿児島県の区域のうち, 北緯27度と北緯29度の間にある地域。

昭和21年1月29日付けの「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する総司令部覚書」により日本政府の行政権が分離された後, 昭和27年4月28日以後は「サンフランシスコ対日平和条約」の発効に伴いアメリカ合衆国の施政権下にあったが, 昭和28年12月25日「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の発効に伴い日本政府に返還され, 昭和29年3月1日現在により総理府統計局が人口調査を実施した(人口201,132人)。

6) 昭和48年4月1日, 大島郡三島村及び十島村(横当島を含む)の区域が鹿児島郡の所属となる。

及び我が国の面積 — (大正9年～平成22年)

昭和35年 10月1日	昭和40年 10月1日	昭和45年 10月1日	昭和50年 10月1日	昭和55年 10月1日	昭和60年 10月1日	平成2年 10月1日	平成7年 10月1日	平成12年 10月1日	平成17年 10月1日	平成22年 10月1日
5,039,206	5,171,800	5,184,287	5,338,206	5,575,989	5,679,439	5,643,647	5,692,321	5,683,062	5,627,737	5,506,419
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42,740	45,149	45,381	45,817	42,880	40,675	36,912	34,934	33,150	31,202	29,201
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42,740	45,149	45,381	45,817	42,880	40,675	36,912	34,934	33,150	31,202	29,201
4,996,466	5,126,651	5,138,906	5,292,389	5,533,109	5,638,764	5,606,735	5,657,387	5,649,912	5,596,535	5,477,218
9,683,802	10,869,244	11,408,071	11,673,554	11,618,281	11,829,363	11,855,563	11,773,605	12,064,101	12,576,601	13,159,388
-	-	782	1,507	1,879	2,303	2,361	2,809	2,824	2,723	2,785
9,683,802	10,869,244	11,407,289	11,672,047	11,616,402	11,827,060	11,853,202	11,770,796	12,061,277	12,573,878	13,156,603
888,886	821,620	773,575	768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503	742,223	717,397
41,639	36,185	31,214	29,767	29,478	28,841	27,493	26,074	25,239	23,696	21,688
-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,904	15,521
3,693	2,924	2,394	2,305	2,328	2,298	2,276	2,247	2,173	(2,063)	(1,920)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,693	2,924	2,394	2,305	2,328	2,298	2,276	2,247	2,173	16,904	15,521
37,946	33,261	28,820	27,462	27,150	26,543	25,217	23,827	23,066	6,792	6,167
847,247	785,435	742,361	739,119	755,317	765,788	753,528	745,367	736,264	718,527	695,709
1,963,104	1,853,541	1,729,150	1,723,902	1,784,623	1,819,270	1,797,824	1,794,224	1,786,194	1,753,179	1,706,242
196,483	183,471	164,114	155,879	156,074	153,062	142,834	135,791	132,315	126,483	118,773
19,925	17,385	15,864	15,239	15,038	15,309	16,362	17,376	17,670	1,135	(110,911)
1,363	874	655	628	619	552	503	513	500	462	1,075
2,602	1,848	1,407	1,120	903	787	790	776	756	673	418
15,960	14,663	13,802	13,491	13,516	13,970	15,069	16,087	16,414	-	-
1,746,696	1,652,685	1,549,172	1,552,784	1,613,511	1,650,899	1,638,628	1,641,057	1,636,929	1,625,561	1,586,394
(883,122)	(934,176)	(945,111)	1,042,572	1,106,559	1,179,097	1,222,398	1,273,440	1,318,220	1,361,594	1,392,818
75,843,430	79,558,756	84,624,977	91,392,523	96,190,149	99,747,125	102,310,714	105,265,215	105,312,763	105,706,660	105,575,088
¹²⁾										
94,301,623	99,209,137	104,665,171	111,939,643	117,060,396	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352

- 7) 旧大島郡十島村の区域のうち、北緯30度以北にある地域(口之島を除く)。
昭和27年2月10日に旧十島村から分離して三島村になる。
- 8) 旧大島郡十島村の区域のうち、北緯29度と北緯30度の間にある地域(口之島を含む)。
昭和21年1月29日付けの「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する総司令部覚書」により日本政府の行政権が分離された後、昭和26年12月5日付けの総司令部覚書をもって行政管轄権が日本政府に返還され、昭和27年5月1日現在により総理府統計局が人口調査を実施した(人口2,968人)。
- 9) 平成16年11月1日、鹿児島郡吉田町、同桜島町が鹿児島市に編入。
- 10) 硫黄島、伊平屋島及び北緯27度以南の南西諸島(大東諸島を含む)。
昭和21年1月29日付けの「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する総司令部覚書」により日本政府の行政権が分離された後、昭和27年4月28日以後は「サンフランシスコ対日平和条約」の発効に伴いアメリカ合衆国の施政権下にあったが、昭和47年5月15日「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の発効に伴い日本政府に返還された。
()内の数値うち、昭和25年は琉球列島列島軍政本部が、昭和30年及び35年は琉球政府が実施、公表した国勢調査人口及び面積であり、これらの結果はいずれも12月1日現在のものである。なお、昭和25年の数値は、奄美群島(人口216,110人、面積1,237.05 km²)を含んでいる。また、昭和20年の面積は、25年の面積から奄美群島を除いた面積を掲載した。
- 11) 琉球列島軍政本部により、沖縄県に含まれて調査された。
- 12) 長野県と岐阜県間の境界紛争地域の人口(73人)を含む。
- 13) 平成18年3月20日、名瀬市、大島郡住用村、笠利町が合併し、奄美市を新設。平成17年以前は旧名瀬市のみと大島郡の数値であり、平成22年の()内は旧名瀬市のみと大島郡の数値である。

付表 各回調査における調査地域の人口

その2 面積 (km²)

地 域	昭和 15 年	昭和 20 年	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年
北 海 道	88,775.04	83,455.43	83,504.43	83,507.36	83,509.04	83,512.87	83,516.57
得撫郡, 新知郡及び占守郡	5,319.61	※	※	※	※	※	※
択捉島(紗那村, 留別村, 棄取村)	3,139.00	3,139.00	3,139.00	3,139.00	3,139.00	3,139.00	3,139.00
国後島(泊村, 留夜別村)	1,500.04	1,500.04	1,500.04	1,500.04	1,500.04	1,500.04	1,500.04
色丹島(色丹村)	255.12	255.12	255.12	255.12	255.12	255.12	255.12
根 室 市 ¹⁾	536.88	536.88	504.82	504.89	518.53	518.82	518.91
歯舞群島(水晶島, 勇留島, 秋勇留島, 志登島, 多楽島)	101.60	101.60	101.60	101.60	101.60	101.60	101.60
そ の 他 の 地 域	435.28	435.28	403.22	403.29	416.93	417.22	417.31
そ の 他 の 地 域 ¹¹⁾	78,024.39	78,024.39	78,105.45	78,108.31	78,096.35	78,099.89	78,103.50
東 京 都	2,144.80	2,148.00	2,133.03	2,135.11	2,141.11	2,145.38	2,156.35
小 笠 原 村 ²⁾	102.94	106.14	106.14	106.14	106.14	106.14	106.14
そ の 他 の 地 域	2,041.86	2,041.86	2,026.89	2,028.97	2,034.97	2,039.24	2,050.21
島 根 県	6,624.60	6,624.60	6,625.26	6,625.95	6,626.12	6,626.80	6,627.41
隠 岐 郡 ³⁾	348.03	348.03	347.94	347.94	347.97	348.15	348.23
隠 岐 の 島 町 ⁴⁾	51.86	51.86	51.80	51.80	51.80	51.97	51.98
竹 島	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23
そ の 他 の 地 域	51.63	51.63	51.57	51.57	51.57	51.74	51.75
そ の 他 の 地 域	296.17	296.17	296.14	296.14	296.17	296.18	296.25
そ の 他 の 地 域	6,276.57	6,276.57	6,277.32	6,278.01	6,278.15	6,278.65	6,279.18
鹿 児 島 県	9,103.81	9,170.97	9,140.17	9,141.58	9,144.97	9,153.38	9,162.81
奄 美 群 島 ⁵⁾							
(奄美市及び大島郡)	1,270.61	1,237.05	1,237.05	1,237.13	1,237.82	1,238.30	1,238.83
鹿 児 島 郡 ⁶⁾	105.59	206.31	205.61	205.61	205.61	205.61	205.61
三島村(硫黄島, 竹島, 黒島) ⁷⁾	18.43	31.61	31.61	31.61	31.61	31.61	31.61
十島村及び横当島(吐噶喇列島) ⁸⁾		87.54	87.54	87.54	87.54	87.54	87.54
そ の 他 の 地 域 ⁹⁾	87.16	87.16	86.46	86.46	86.46	86.46	86.46
そ の 他 の 地 域 ¹²⁾	7,727.61	7,727.61	7,697.51	7,698.84	7,701.54	7,709.47	7,718.37
沖 縄 県 ¹⁰⁾	2,386.24	2,388.22	(2,388.22)	(2,388.22)	(2,239.22)	2,245.87	2,249.91
その他の42府県	273,510.93	273,510.93	273,359.98	273,468.96	273,648.23	273,850.69	273,995.04
全 国	382,545.42	377,298.15	377,151.09	377,267.18	377,308.69	377,534.99	377,708.09

- ・表中の「※」は我が国の面積に含めていない地域を示す。
- ・昭和15年の面積には、旧版図(樺太, 朝鮮, 台湾), 関東州及び南洋群島を含まない。
- ・表中のイタリック体の数値は、人口密度の算出に含まれない地域の面積である。
- ・大正9年～昭和10年, 22年, 25年及び30年の面積は省略した。

1) } 「その1 人口」(440, 441頁)を参照。

10) }

11) 南鳥島を含まない。

12) 島尻郡の鳥島を含まない。

及び我が国の面積 — (大正9年～平成22年) (続き)

昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
83,519.22	83,408.35	83,451.59	83,453.04	83,455.73	83,456.87
※	※	※	※	※	※
3,139.00	3,139.00	3,184.04	3,184.04	3,184.04	3,184.04
1,500.04	1,500.04	1,498.83	1,498.83	1,498.83	1,498.83
255.12	255.12	253.33	253.33	253.33	253.33
519.03	514.21	512.62	512.64	512.60	512.72
101.60	101.60	99.94	99.94	99.94	99.94
417.43	412.61	412.68	412.70	412.66	412.78
78,106.03	77,999.98	78,002.77	78,004.20	78,006.93	78,007.95
2,162.34	2,183.26	2,186.62	2,186.90	2,186.96	2,187.50
106.18	104.41	104.41	104.41	104.41	104.41
2,056.16	2,078.85	2,082.21	2,082.49	2,082.55	2,083.09
6,628.42	6,626.24	6,706.70	6,707.29	6,707.56	6,707.95
348.42	345.88	345.97	346.04	346.19	346.22
51.98	52.39	52.39	52.39	242.97	242.95
0.23	0.23	0.23	0.23	(52.39)	(52.39)
51.75	52.16	52.16	52.16	0.23	0.21
296.44	293.49	293.58	293.65	242.74	242.74
6,280.00	6,280.36	6,360.73	6,361.25	103.22	103.27
9,165.03	9,183.26	9,185.99	9,186.71	6,361.37	6,361.73
1,239.38	1,238.66	1,239.79	1,240.02	9,187.69	9,188.78
205.63	219.69	219.70	219.70	1,240.23	1,240.39
31.61	31.36	31.36	31.36	132.71	132.71
87.54	101.35	101.35	101.35	31.36	31.36
86.48	86.98	86.99	86.99	101.35	101.36
7,720.02	7,724.91	7,726.50	7,726.99	-	-
2,254.17	2,264.00	2,266.04	2,271.30	7,814.75	7,815.68
274,071.96	274,072.00	274,032.47	274,067.82	2,274.59	2,276.15
377,801.14	377,737.11	377,829.41	377,873.06	274,102.25	274,132.85
				377,914.78	377,950.10